

市町村が地域脱炭素化促進区域の設定にあたって配慮すべき基準について

1 地域脱炭素化促進区域に係る法制度

(1) 改正温対法の規定

第21条第3項 都道府県は、地方公共団体実行計画に(中略)次に掲げるものを定めるものとする。

1 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー(中略)の利用の促進に関する事項。

第5項 市町村は、(中略)地域脱炭素化促進事業の促進に関する次の事項を定めるよう努めるものとする。

2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

第6項 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が(中略)促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

第7項 前項に規定する都道府県の基準は(中略)同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

(2) 地域脱炭素化促進事業の概要

- 改正温対法に基づき、地域への再エネ導入を促す制度です。
- 市町村において、国や都道府県が設定する配慮すべき基準を踏まえ、地域のステークホルダーとの合意形成を図りながら「地域脱炭素化促進区域」を設定します。
- 事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、予見可能性が高まることにより、地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進します。また、関係法規制の許認可手続きのワンストップ化やアセス手続きの一部省略の措置により、事業者の参入促進が期待されます。
- 促進区域とされなかった区域について、再エネ事業が妨げられるという趣旨ではないことにご留意願います。
- 区域設定のフローは別紙のとおりです。

(3) 国の検討会で示している配慮すべき基準の考え方

- 現在、国では法に基づく環境省令と都道府県の基準の定め方について、検討会で促進区域や事業の内容、認定の考え方なども含めて検討しています。
- これまでの検討のなかで、配慮すべき基準のうち、全国一律に適用すべきものについては環境省令で、地域の実情に応じて適用すべきものについては都道府県がそれぞれ示すこととしています。
- 国の検討会で示されている国や都道府県の配慮すべき基準は、環境保全と土砂災害防止の観点から規制対象となっているエリアや事項を、次のとおり区分して設定することを想定しています。

A 市町村が促進区域から一律に除外すべきエリア

都道府県においては、国が示すAのエリアと同趣旨のエリアについて市町村が一律に除外すべきエリアを示す。

- ・ 環境保全の観点から除外するエリア(法令に基づきその範囲が明確に定義され、図示されているエリア)
- ・ 土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリア

B 市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要なエリア・事項

- ・ 一律に除外すべきとまで言えないエリアや環境保全の観点から配慮が必要な事項については、市町村が「促進区域の設定に当たり考慮が必要なエリア・事項」として示した上で、促進区域に入れるかどうかの検討を求める。

2 道の対応方針

- 環境省令の検討案により「除外」や「考慮が必要とされたエリア・事項」の根拠法令と同趣旨の条例等により道が指定しているエリア等を道の基準とすることを基本とします。
- 上記に加え、道独自に設定している条例や要綱等で追加すべきものについて各部と調整を行い設定します。（地域の実情に応じて設定されているもの）
- さらに、事業実施にあたって「環境保全の観点から配慮が必要な事項」等も組み合わせることで、適切に環境配慮がなされた再エネ事業の検討を誘導します。
- 今後、環境省令において、国の基準が示された（追加された）ものについて、同様の考え方で関連する条例等を選定していきます。

〈道が設定する基準〉

- A 法令に基づき、その範囲が明確に定義され図示されているエリアを一律に除外
- B 促進区域の設定に際して配慮が必要なエリアや環境保全の観点から配慮が必要な事項
- C 環境省令で示されるもの以外で、事業実施にあたって環境保全の観点から配慮が必要な事項